

目 次

第 1	米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針	1
第 2	米穀の需給の見通しに関する事項	1
1	平成21/22年の需要実績	1
	(1) 需要実績の対象期間及び対象米穀	
	(2) 算出方法	
	(3) 全国の需要実績	
2	全国の平成22/23年及び平成23/24年の需要見通し	3
3	平成22/23年の需給見通し	4
	(1) 供給量	
	(2) 需要量	
	(3) 平成23年6月末の在庫量	
第 3	米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項	5
第 4	米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項	5
第 5	平成23年産米における都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）に関する事項	6
	参考統計表	7

【米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について】

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条第1項に基づき、平成22年7月30日に策定した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号）第1条に基づき見直し、同法第4条第6項により変更するものです。

第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

第2 米穀の需給の見通しに関する事項

1 平成21/22年の需要実績

(1) 需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稲うるち米及び水稲もち米から、米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第3において需給調整の取組として取り扱う米穀等として定める加工用米及び新規需要米（以下「加工用米等」という。）を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

(2) 算出方法

民間流通米の需要実績と政府備蓄米の需要実績を表1の算出方法によりそれぞれ算出し、これらを合算します。民間流通米の需要実績は、政府備蓄米以外の主食用米等の生産量と在庫量の増減を基に算出し、政府備蓄米の需要実績は、政府備蓄米の主食用への販売数量とします。

表1 平成21/22年の需要実績の算出方法

(1) 民間流通米の需要実績 = ② - ①

① 在庫の変動状況（平成22年6月末在庫量 - 平成21年6月末在庫量）

② 平成21年産米生産量

注：1) 生産量は、農林水産省大臣官房統計部公表の水稲収穫量から加工用米等の数量及び政府買入数量を控除した数量である。

2) 6月末在庫量には、届出事業者が購入した政府備蓄米の在庫量を含むが、(社)米穀安定供給確保支援機構が保有する平成17年産の豊作による過剰米を市場隔離したもの（いわゆる「現物弁済米」）の数量を含まない。

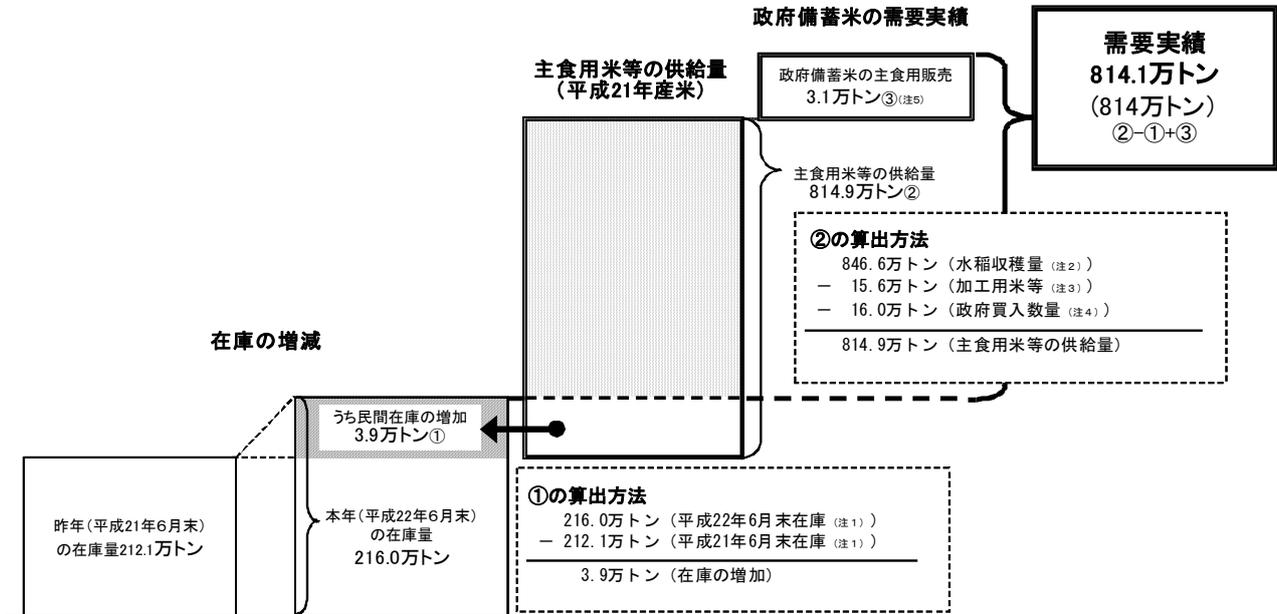
(2) 政府備蓄米の需要実績 = 平成21年7月から平成22年6月までの主食用の販売数量

(3) 需要実績 = (1) + (2)

(3) 全国の需要実績

供給量等を精査の上、前記方法により算出した平成21/22年(21年7月から22年6月までの1年間)の需要実績(確定値)は、図1のとおり814万トンとなります。

図1 平成21/22年の需要実績(確定値)



注1：6月末在庫は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫に10a以上の作付生産者の在庫推計値を加えたものである。

注2：水稻収穫量は、21年産米の水稻収穫量(「作物統計」農林水産省大臣官房統計部)である。

注3：加工用米等は、米穀の需給調整実施要領第3において需給調整の取組として取り扱う米穀等として定める加工用米及び新規需要米であって主食用米等へ供給されないことが確認された米穀である。

注4：政府買入数量は、21年産米の政府買入数量である。

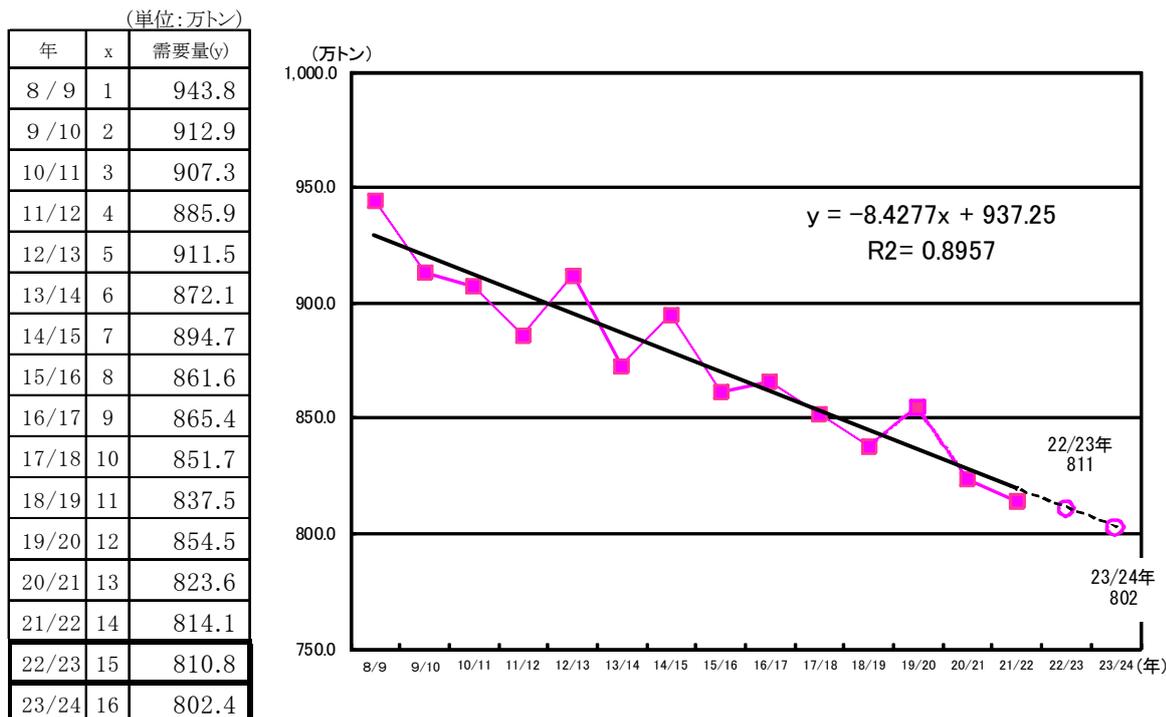
注5：政府備蓄米の主食用販売は、21年7月から22年6月までの政府備蓄米の主食用への販売数量である。

注6：ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

2 全国の平成22/23年及び平成23/24年の需要見通し

平成22/23年（22年7月から23年6月までの1年間）の全国の需要見通しについては、16年7月策定の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において最近の米の消費量を踏まえて採用した手法により、8/9年（8年7月から9年6月までの1年間）以降から直近の21/22年までの全国の需要実績を用いてトレンド（回帰式）で算出すると、図2及び表2のとおり811万トンとなります。

図2 平成8/9年～平成21/22年の全国の需要実績を用いた算出方法



なお、22年7月策定の基本指針においては、21/22年の需要量（速報値）が810万トンと推計需要値に比べ8万トン程度下方に乖離した結果、22/23年の推計需要値が21/22年の需要量（速報値）と同水準となり、現在の需要の減少傾向に見合ったものとは言い難かったところです。このため、過去の需要実績の精査を行い、19/20年（19年7月から20年6月までの1年間）の需要の増加は、食料品全般の価格が上昇したという特殊要因による一時的なものと考えられるとして、19/20年の需要実績を除いた8/9年から直近の21/22年までの全国の需要実績を用いて回帰式により算出したところです。

しかしながら、今回、供給量等を精査した結果、21/22年の需要量（確定値）が速報値より4万トン増加し、814万トンで確定したところです。

これをベースに推計した22/23年の需要見通しは、19/20年の需要実績を除かなくとも、21/22年の需要量（確定値）を下回るものとなったことから、22年7月策定の基本指針の算出方法（19/20年の需要実績を除いた8/9年から直近の21/22年までの全国の需要実績を用いて回帰式により算出）にはよらず、従来 of 算出方法（8/9年から直近の21/22年までの全国の需要実績を用いて回帰式により算出）によることとします。

表2 平成22/23年及び平成23/24年の需要見通し

平成22/23年	811万トン
平成23/24年	802万トン

3 平成22/23年の需給見通し

平成22/23年の需給見通しは、表3のとおりです。

(1) 供給量

- ① 平成22年6月末の在庫量（確定値）は、民間流通在庫量及び政府保有在庫量を合わせて314万トンです。
- ② 主食用米等の生産量は、824万トン（22年10月15日現在の22年産米水稻の予想収穫量（主食用））です。
- ③ この結果、22/23年の主食用米等の供給量の合計は、1,138万トンとなります。

(2) 需要量

主食用米等の需要量は、2により算出した811万トンです。

(3) 平成23年6月末の在庫量

平成23年6月末の在庫量は、(1)の供給量及び(2)の需要量から算出して327万トンと見通されます。

表3 平成22/23年の主食用米等の需給見通し

(単位：万トン)

		全体需給	
			※2 うち政府備蓄米
平成22年6月末在庫量	A	314	98
平成22年産主食用米等生産量	B	824	※1 30
平成22/23年主食用米等供給量計	C = A + B	※2 1,138	128
平成22/23年主食用米等需要量	D	811	※1 30
平成23年6月末在庫量	E = C - D	※2 327	98

※1 仮置きした数量である。

※2 今後、備蓄運営方式の見直しがあれば変動する数量である。

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

平成22/23年の政府備蓄米については、回転備蓄を前提として備蓄の適正かつ円滑な運営を図る観点から、実際の販売数量が計画を下回ることが見込まれた場合、計画と販売見込数量との差について、その相当数量を政府買入数量から減じることとします（備蓄運営ルール）。

この備蓄運営ルールを前提として、政府備蓄米の売買数量については30万トンと仮置きします。

現在の備蓄運営については、需給緩和時に販売抑制を求められるなど、必ずしも原則どおりの備蓄運営が行えず、結果として追加的に財政負担が生じる等の課題もあることを踏まえ、23年度から棚上備蓄方式に移行すべく現在概算要求を行っているところです。

引き続き、適正かつ効率的な備蓄運営のあり方を検討します。

<参考1> 現行の備蓄運営の考え方

- 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）
 - 主食用への販売を行う回転備蓄方式
- （平成13年12月「備蓄運営研究会報告」）

<参考2> 現在概算要求を行っている棚上備蓄の運営の考え方

- 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）
- 国内産米を一定期間（5年間程度）の棚上備蓄（備蓄放出を要する不足時以外は、備蓄後の米穀の仕向け用途は飼料用等の非主食用）
- 播種前契約による買入れ

第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

米穀の輸入予定数量及びその種類別の予定数量については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではアクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。

SBS（売買同時契約）方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。

第5 平成23年産米における都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）に関する事項

第2の2のとおり、全国の平成23/24年（23年7月から24年6月までの1年間）の需要見通しは802万トンと想定されますが、近年の需要見通しと需要実績を比較した場合、需給動向による変動幅が生じていることを踏まえ、23/24年の需要見通しから7万トン控除することとし、全国の23年産米の生産数量目標は795万トンと設定します。

また、都道府県別の生産数量目標については、従来から、全国生産数量目標を基本に各都道府県ごとの過去6年の需要実績中、中庸4年分の平均値のシェアで算出することを基本としており、23年産米についても、この方式により設定します。